

# 果樹 共済



群馬県 / 群馬県農業共済組合

©群馬県ぐんまちゃん 00090-06



ノーサイくん



こんなときは、  
**NOSAI**へ連絡をお願いします

- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採、高接等樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。



詳細はHPへ

## 果樹共済へのご加入にあたって

この説明書は、果樹共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生を通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

## 連絡先

### 北支所

〒377-0203  
渋川市吹屋370 1階  
TEL.0279-26-2600  
FAX.0279-26-2601

### 中央支所

〒371-0847  
前橋市大友町1-3-12  
農業共済会館1階  
TEL.027-254-2070  
FAX.027-254-2077

### 東支所

〒373-0806  
太田市龍舞町589-3  
TEL.0276-47-5600  
FAX.0276-47-5601

### 西支所

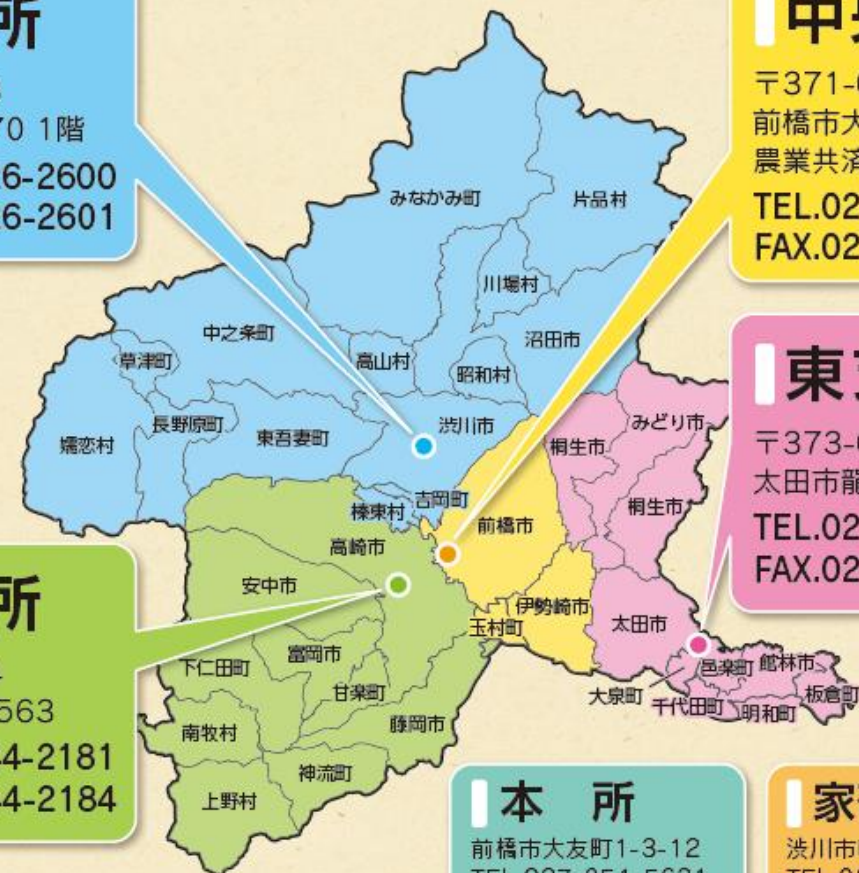
〒370-0084  
高崎市菊地町563  
TEL.027-344-2181  
FAX.027-344-2184

### 本所

前橋市大友町1-3-12  
TEL.027-251-5631

### 家畜診療所

渋川市吹屋370 2階  
TEL.0279-26-9550





## ～農業保険への加入をおすすめします～

『果樹共済』は台風、ひょう害等の自然災害、火災、病虫害および鳥獣害などの不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため『果樹共済』または『収入保険』への加入をおすすめします。

### 加入できるのは？

りんご・なしを栽培している農家が加入できます。

加入には、早生・中生・晩生ごとに5アール以上の栽培面積が必要です。  
※一部園地のみは加入はできません。

### どんな災害が対象になるの？



台風

ひょう

霜

地震



火災



病虫害



鳥獣害

自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害が対象になります。

### どんな方式（補償）があるの？

ぜんそうさいげんしゅうほうしき

#### 全相殺減収方式

- 出荷資料・確定申告関係書類により収穫量の減収を把握し、損害を査定する方式です。  
※加入するためには、出荷資料・確定申告関係書類のいずれかの書類が必要になります。

##### 出荷資料を提出していただく場合

それぞれの樹種で品種の収穫期ごとに早生・中生・晩生と分けて「類区分」を設定します。  
また、同一の類区分の中で、価格差の大きい品種が含まれている場合には、さらに「細区分」を設定します。

##### 確定申告関係書類を提出していただく場合

品目単位で「類区分」を設定します。  
また、過去4年間の収穫量等が把握できる場合は、申込者の記帳単位ごとに「細区分」を設定できます。

補償額(共済金額)	付保割合	支払開始割合
標準収穫金額(※) × 付保割合	70%・60%・50%・40%	20%・30%・40%

(※)標準収穫金額…過去4か年分の出荷資料等から計算された標準収穫量に、1kg当たりの価額を乗じて算出したものです。

はんそうさいげんしゅうそうごうたんしゅくほうしき

#### 半相殺減収総合短縮方式

- ほ場ごとの収穫量を申告していただき、現地評価により減収を把握し、損害を査定する方式です。

それぞれの樹種で品種の収穫期ごとに早生・中生・晩生と分けて「類区分」を設定しています。  
また、同一の類区分の中で、価格差の大きい品種が含まれる場合には、さらに「細区分」を設定しています。

補償額(共済金額)	付保割合	支払開始割合
標準収穫金額(※) × 付保割合	70%・60%・50%・40%	30%・40%・50%

(※)標準収穫金額…品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に、1kg当たりの価額を乗じて算出したものです。

※付保割合は NOSAI が補償する最高限度額を定める割合です。  
※支払開始割合は、被害により減収量が選択した割合を超えた場合に、支払いが開始される割合です。  
※付保割合・支払開始割合は選択することができます。

### 補償期間は？



## 掛金はどれくらい？

共済掛金は、掛金総額の半額を国が負担します。  
また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割引されます。

$$\begin{aligned} \text{掛金総額} &= \text{共済金額(補償額)} \times \text{掛金率} \\ \text{国庫負担掛金} &= \text{掛金総額} \times 50\% \\ \text{農家負担掛金} &= \text{掛金総額} - \text{国庫負担掛金} \end{aligned}$$

※掛金率の目安(平均)

方式	全相殺減収方式	半相殺減収総合短縮方式
りんご	3.47%	3.08%
なし	5.92%	4.80%

### りんご補償額100万円で試算した掛金の目安

#### ● 全相殺減収方式に加入した場合

掛金総額 34,700円	
農家負担掛金 17,350円(50%)	国庫負担掛金 17,350円(50%)

#### ● 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 34,700円		
農家負担掛金 11,278円(32.5%)	国庫負担掛金 11,277円(32.5%)	多目的ネット割引 12,145円(35%)

#### ● 半相殺減収総合短縮方式に加入した場合

掛金総額 30,800円	
農家負担掛金 15,400円(50%)	国庫負担掛金 15,400円(50%)

#### ● 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 30,800円		
農家負担掛金 10,010円(32.5%)	国庫負担掛金 10,010円(32.5%)	多目的ネット割引 10,780円(35%)

### なし補償額100万円で試算した掛金の目安

#### ● 全相殺減収方式に加入した場合

掛金総額 59,200円	
農家負担掛金 29,600円(50%)	国庫負担掛金 29,600円(50%)

#### ● 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 59,200円		
農家負担掛金 14,800円(25%)	国庫負担掛金 14,800円(25%)	多目的ネット割引 29,600円(50%)

#### ● 半相殺減収総合短縮方式に加入した場合

掛金総額 48,000円	
農家負担掛金 24,000円(50%)	国庫負担掛金 24,000円(50%)

#### ● 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 48,000円		
農家負担掛金 12,000円(25%)	国庫負担掛金 12,000円(25%)	多目的ネット割引 24,000円(50%)

#### 【防災施設ごとの割引率】

樹種	【%】					
	防風ネット	防ひょうネット	防鳥ネット	多目的ネット	防霜ファン	防蛾灯
りんご	5	—	—	35	5	—
なし	5	30	5	50	5	5

※複数の防災施設が設置してある場合は、合算した割引率が適用になります。

※一部園地に設置してある場合は、設置園地のみ割引対象となります。

※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。

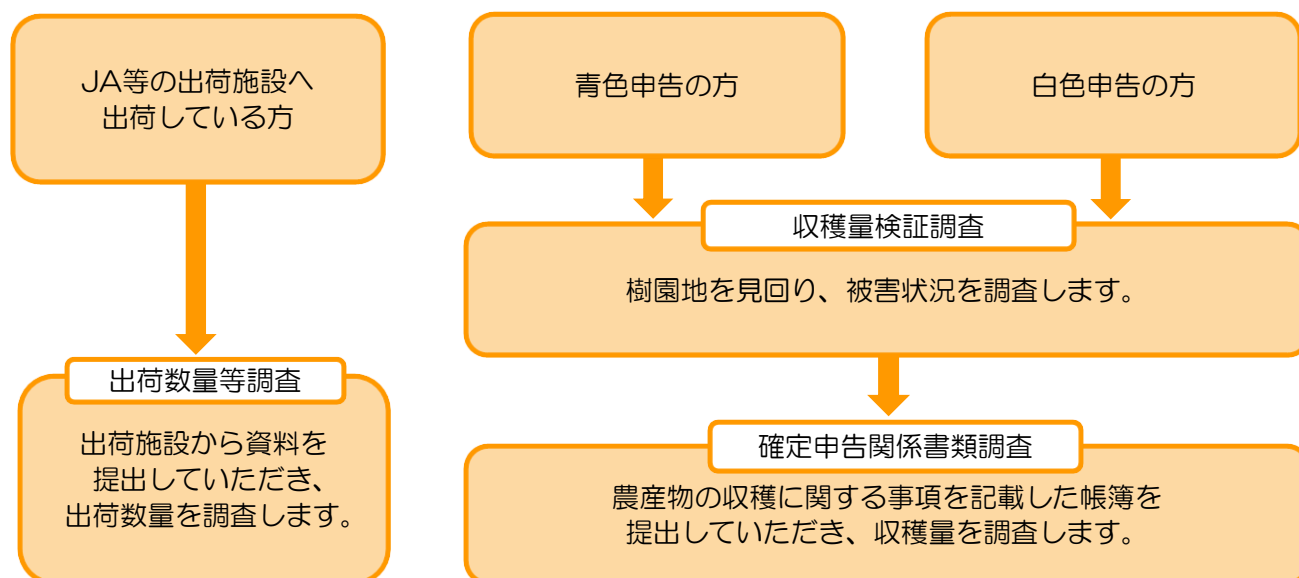
※掛金率は、過去の損害率により加入者ごとに設定されます。

## 被害が発生したら？

共済事故が発生したら **NOSAI** へ連絡してください。

### 損害評価方法

#### 全相殺減収方式



※JA等の出荷団体やご自身が記帳した帳簿（税申告の元帳）の収穫量を提出していただき、損害を査定します。

#### 半相殺減収総合短縮方式



- ①被害概況調査  
被害発生の都度、被害地域の見回り等により、被害状況を調査し損害評価の準備を行います。
- ②収穫期着果数調査  
収穫期に被害申告のあった樹園地の着果数の調査します。
- ③果実品質調査  
収穫期着果数調査時に、着果している果実の品質について調査します。
- ④果実重調査  
収穫期に調査樹園地の果実で、大きさが中庸と見られるものを20粒以上抽出し、平均果実重を調査します。

※損害評価の基準となる“基準収穫量”は、全樹園地の園地条件・肥培管理・隔年結果状況及び損害評価実績を加味し、決定します。

※品種ごとの収穫期に現地調査を行います。

## 共済金の計算は？

### 全相殺減収方式

提出された出荷資料等により、損害割合を算出し共済金を支払います。

共済金支払例 【補償額（共済金額）1,000,000円で、損害割合50%の場合】

$$\text{共済金}380,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合}38\%$$

【損害割合別支払割合】										【%】
損害割合		21	31	40	50	60	70	80	90	100
全相殺減収方式		1	14	25	38	50	63	75	88	100

※支払開始割合20%を選択した場合

### 半相殺減収総合短縮方式

類区分ごとの収穫量調査により、損害割合を算出し共済金を支払います。

共済金支払例 【補償額（共済金額）1,000,000円で、損害割合50%の場合】

$$\text{共済金}290,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合}29\%$$

【損害割合別支払割合】										【%】
損害割合		30	31	40	50	60	70	80	90	100
短縮方式		0	1	14	29	43	57	71	86	100

※支払開始割合30%を選択した場合

※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

## 分割評価

通常行う肥培管理や防除等をせずに発生した被害の場合、分割評価基準に基づき、減収量から差し引きます。

## 損害防止事業

**NOSAI** では、加入者の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。